

事務連絡
令和6年1月26日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）

標記の件について、令和5年1月から令和5年12月までに、下記の型式が、検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例（以下「特例基準」という。）の適用を受け、販売等に供されることとなったので情報提供いたします。

特例基準を適用した検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等については、その旨の表示として「Ⓛ」や「特」のマークが表示されていますのでご留意願います。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

記

【検定対象機械器具等】

1 泡消火薬剤（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「施行令」という。）第37条第3号）関係

（主な特例事項：使用濃度）

（1）特例基準適用品

ア 泡消火薬剤

- （ア）申請者 芦森工業株式会社
- （イ）種別 泡消火薬剤
- （ウ）型式 合成界面活性剤泡（A火災用泡消火薬剤）
1%（-10℃～+30℃）
- （エ）型式番号 泡第2023～1号
- （オ）型式承認日 令和5年9月27日

（2）概要

- ア 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第23条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 消防隊の消火活動に用いることを想定しており、A火災に適用できるものであり、B火災に対する適応性については確認されていないものである。
- ウ A火災用泡消火薬剤に水を加え、1容量パーセントの濃度にして低発泡で使用するものである。

2 住宅用防災警報器（施行令第37条第7号）関係

（主な特例事項：構造及び機能、感度）

（1）特例基準適用品

ア 住宅用防災警報器

- （ア）申請者 能美防災株式会社
- （イ）種別 光電式住宅用防災警報器（CO反応式）
- （ウ）型式 電池方式、2種（DC3V、400mA）、無線式、連動型、自動試験機能付
- （エ）型式番号 住警第2023～4号
- （オ）型式承認日 令和5年4月6日

（2）概要

- ア 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）第11条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 光電式住宅用防災警報器のうち、電源に電池を用いるものであって、周囲の空気中に含まれる一酸化炭素の容量比がある一定の範囲内のとき、感度が自動的に切り替わる機能を有するものである。

3 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（施行令第37条第9号）関係①

（主な特例事項：構造、機能）

（1）特例基準適用品

ア 流水検知装置

- （ア）申請者 株式会社立売堀製作所
- （イ）種別 流水検知装置
- （ウ）型式 予作動式（湿式）、開閉型100（10K、縦）
- （エ）型式番号 流第2023～1号
- （オ）型式承認日 令和5年1月30日

（2）概要

- ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
- イ 一次側に加圧水等及び二次側に低圧の加圧水等を満たした状態にあり、火災報知設備の感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器が作動した場合、弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出するものである。

4 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（施行令第37条第9号）関係②

（主な特例事項：構造、機能）

（1）特例基準適用品

ア 流水検知装置

- （ア）申請者 能美防災株式会社
- （イ）種別 流水検知装置
- （ウ）型式 湿式（小流量検知型及び二次圧制御式）K35・50・60、作動

弁型80(10K、縦)

(エ) 型式番号 流第2023~2号

(オ) 型式承認日 令和5年4月6日

(2) 概要

ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 検知流量定数(流水現象として検知し、信号又は警報の作動を制御するための流量をいう。)35、50及び60に応じて機能するもの及び二次側圧力を所定の圧力以下に減圧・制御する機能を設けたものである。

【自主表示対象機械器具等】

1 動力消防ポンプ(施行令第41条第1号)関係①

(主な特例事項:構造)

(1) 特例基準適用品

ア 届出者 帝国繊維株式会社

イ 種別 動力消防ポンプ

ウ 型式 消防ポンプ自動車(水中ポンプ揚水式)

A-1、HFS-HS550F

エ 届出番号 P2114911

オ 届出日 令和5年6月27日

(2) 概要

ア 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和61年自治省令第24号)第37条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 消防ポンプ自動車のうち、水面に浮かべた状態で使用する油圧で駆動するポンプを用いるものである。

2 動力消防ポンプ(施行令第41条第1号)関係②

(主な特例事項:構造)

(1) 特例基準適用品

ア 届出者 株式会社モリタ

イ 種別 動力消防ポンプ

ウ 型式 消防ポンプ自動車(電気駆動式)、A-2、MPR1

エ 届出番号 P182K907

オ 届出日 令和5年11月21日

(2) 概要

ア 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第37条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 消防ポンプ自動車のうち、ポンプ駆動用の機関にモーター等(モーター、インバーター装置及び冷却装置から構成されるものをいう。)を用いるものである。

消防庁 予防課規格係

担当:小林

TEL:03-5253-7523